

## 令和2年度 第6次葛飾区消費生活対策審議会議事録(第3回) (概要)

開催日時：令和2年12月8日(火) 午前10時00分から11時00分まで

開催場所：葛飾区消費生活センター消費者学習室

出席者：江川委員、黒崎委員、白井委員、林委員、室井委員、矢頭委員、  
谷茂岡委員(五十音順)

配布資料名・次第

- ・委員、事務局名簿
- ・契約当事者が若者からの消費生活相談の推移及び具体的事例5件(略)
- ・平成31年度葛飾区消費者教育出前実績(略)
- ・小中学校における消費者教育授業の講師派遣について(校長会の配布資料)(略)
- ・若者向け国民生活センター発行啓発用チラシ(2種類)(略)

### 1 開会

(会長) ただ今から第6次葛飾区消費生活対策審議会第3回を開会します。  
本日は、定足数を満たしていますので、開会させていただきます。

### 2 審議事項

(会長) それでは、2の審議事項に入ります。  
最初に、資料の確認を事務局よりお願いいたします。

(事務局) はい、それでは資料の確認をさせていただきます。

「配布資料読み上げ」

(会長) ありがとうございます。  
それでは、2審議事項(1)の「意見具申に向けた課題検討について」に入ります。

まず、成年年齢の引下げの関連で、今回、事前にお配りしました資料につきましても、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) ご説明いたします。

前回、前々回の当審議会におきましても話題になっておりましたが、令和4年(2022年)4月1日から施行される18歳への成年年齢引下げにつきまして、今回、皆様に議論をしていただきたく、事前に配布させていただきました。各配布資料につきまして簡単にご説明いたします。

最初に若者、ここでは29歳以下の人限定していますが、過去5年の

状況を表にしました。平成30年度までは、年間300件程度で推移していましたが、昨年度は350件を超えるとともに、その中でも20歳未満の人の相談が大きく増えました。そこで、状況をより詳しく把握していただくために、最近、当センターに寄せられた相談の中から、5件紹介しました。定期購入につきましては世代を問わずに相談が増えていますし、大学生に対して高校時代の友達からの投資や副業などのもうけ話に絡んだマルチ商法に関する相談が増えています。

次は、平成31年度に当センターが実施した消費者教育出前講座の実績でございます。東京理科大学の新入生、軽度の障害を有する生徒さんが通う都立水元小合学園の就職をひかえた3年生全員、特定の小学校になります。その2年生、4年生、6年生に対して、ここ数年行っているところです。

次は、以前にも出席したことがあります。昨年の校長会におきまして、消費者教育出前講座の講師派遣制度について案内を行った際に配布した資料です。この結果、中学校2校から出前の申請がありました。年度末の3月に予定をしましたが、残念ながら新型コロナ感染拡大のため中止となりました。

最後になりますが、若者を対象とした国民生活センターから出された啓発用チラシです。これは、特に注意を要する事例について、随時出されているものです。

以上で説明を終了いたします。

(会長) ありがとうございます。

ただ今のご説明を踏まえまして、成年年齢の引下げに関連付けながら、何か、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

(委員) 消費生活相談の推移に関する資料の中で、20歳未満と20歳代とを分けていますが、20歳未満のうちで、18歳、19歳の方が多いのか、それとも、その年齢よりも低い年齢の方が多いのか、感覚的なもので結構なので、教えていただけますか。

(事務局) 具体的な数字はすぐには出ませんが、18歳、19歳の方ではさきほどご説明した事例が多いです。それ以下の年齢、特に小学生でゲームの課金に関連した相談が多くなっていますので、相談を受けている感じとしては、同じぐらいかと思います。

(委員) 質問の主旨は、ターゲットをある程度絞ればと考えて行いました。

(委員) 消費者教育出前講座の件で伺います。

さきほど、学校への出前講座の実績が報告されていましたが、これは、センターから働きかけているのか、それとも学校からの申込みで実施しているのか、お聞きいたします。

(事務局) 基本的には、学校からの申込み、申請に基づいて実施しています。各学校の考え方によるため、どうしても利用に差が出ています。出前講座のPRにつきましては、校長会等を通じて随時行っているところです。

(委員) 学校からの申込みを待つというだけだと、どうしても受け身になると思います。こちらからアプローチする必要があると考えます。例えば、消費者庁が作った教材を使って授業をやるような方法が考えられます。クイズ形式になっており、子供の興味も引けるかなと思います。

(事務局) 区の施策としては、どうしても小学校、中学校に対するものが中心になります。小学校、中学校の段階から地道に消費者教育を行っていくという考えに基づいています。ただ、今はコロナ禍において伝達の方法が難しくなってきました。また、注意喚起のために印刷物を作っていますが、費用の問題もあるので今後はデータ発信で経費の削減を考えていくことも考えたいと思います。

(会長) 大学生に聞いたのですが、メルカリを利用している人が多いのには、びっくりしました。  
他にございませんか。

(委員) 今後の消費者教育について20歳未満の中でも、どこに重点を置きますか。

(事務局) 特に高校生に対する消費者教育については喫緊の課題ではありますが、そのためには連携できる糸口を確立していく必要があります。また、この年代の消費者被害を防ぐには、早期に消費者教育を行う必要があることから、小学生、中学生に対しては引き続き実施してまいります。中学生については、今年度はコロナ禍の影響により実施できなくなりましたが、来年度については3校で実施してほしい旨の連絡がつい最近ございました。消費生活センターとしては、この流れを毎年続けて、区内全中学校において実施できればと考えております。

(委員) 先ほど、小学生のゲームの課金に関する話が出ていましたが、相談は保護者の方が来ますか、それともご本人が来ますか。

(事務局) 高額な請求書が届き、慌てて保護者の方がお一人で来るか、あるいは子供さんといっしょに来られるのがほとんどです。

(委員) こういう状況ですと、保護者の方への消費者教育も必要であると強く感じます。具体的な方法としては、PTAを通じて働きかけていくのが効果的ではないでしょうか。

(委員) 注意喚起のためチラシの配布をよくやると思いますが、これも消費生活に関する関係部署が中心となって区全体として出すといった方法のほうが、区民の皆さんにより目を通してもらえるようにも思います。

(事務局) いろいろなご意見が出ましたが、関係部署と連携を取りながら、区を挙げての対応に努めていきたいと考えております。具体的には、すでに策定済みのアクションプログラムが小学生から初めて中学生、高校生、大学生、新社会人という形で系統的な消費者教育の実施を定めていますので、これに基づいて進めていくことになります。

(委員) 1 昨年の消費生活展の際に契約に関するパネルを作成しましたが、この時、小さい子供さんといっしょに来られたお母さんから「バスに乗るのも契約ですか」と言われたのには、ちょっと驚きました。親の世代に対しても、消費者教育の必要性を感じました。

(委員) 社会人として結構しっかりしているかなと見える人でも、意外に契約の基本がわからない人がいますよ。例えば、契約の成立時期ですが、両者が合意すれば、特に契約書を作らなくても成立しますが、これを理解してなくて、契約書の作成をした時、あるいは代金を支払った時に成立すると考えている人が多いということです。

(会長) ご意見ありがとうございました。

成年年齢の引下げに対する具体的な対応策等がいくつか提案されました。これらの意見につきましては、意見具申をとりまとめる際の土台にさせていただきますと考えております。

それでは、2 審議事項(1)の「意見具申に向けた課題検討について」を終了いたします。

次に、2 審議事項(2)の「その他」に入ります。

何かございますか。

特にないようでしたら、2 審議事項(2)の「その他」を終了いたします。

次に、3 のその他に入ります。

事務局、何かございますか。

(事務局) 次回の本審議会の日程の件になります。

今年度もあと3か月程度になりましたが、もう1回開催を考えております。具体的には、年明けの3月9日(火)午前10時からということで考えております。

よろしく願いいたします。

(会長) 事務局からの提案いかがでしょうか。

※各委員「了解」

今回は、令和3年3月9日(火)午前10時からとなります。

よろしく願いいたします。

#### 4 閉会

(会長) 第6次葛飾区消費生活対策審議会第3回を閉会します。

どうもありがとうございました。